

令和4年7月

お客さま各位

備後信用組合

カードローン等の規定一部改定について

当組合では、すでにお客様と契約し取扱中の下記カードローン等のローン規定の中で「相続の開始」を期限の利益喪失事由とする旨規定していますが、お客様本位の観点からこの規定部分は改訂し事実上削除する扱いといたします。

これにより「相続の開始」のみを理由とした期限の利益喪失、保証会社への代弁請求を行うことはありません。(なお、債務不履行が生じた場合等、「相続の開始」以外の期限の利益喪失事由が生じた場合の取扱いに変更はありません。)

記

*取扱中のカードローン () 書きは保証会社名

- ・ぼけっとカードローン (しんくみ保証(株)、再保証会社オリエントコーポレーション(株))
- ・総合口座クイック、びんしんカードローン (三菱UFJニコス(株))
- ・セレクトカードローン (SMBCファイナンスサービス(株))
- ・コレクトローン、ホープ (アイフル(株))

以 上